

魏志倭人伝の「方角」と「倭種の国」の問題

2022 年 4 月 20 日

我部山 民樹

1. はじめに

魏使が邪馬台国へ辿ったルートを特定するために、『魏志倭人伝』の読み方を検討する。

『魏志倭人伝』は中国の歴史書『三国志』中の『魏書』第 30 卷烏丸鮮卑東夷伝（うがん・せんぴ・とういでん）倭人条の略称である。

『三国志』は 3 世紀末（280 年（呉の滅亡）～297 年（陳寿の没年）の間）に、蜀漢（221～263 年）と西晋（265～316 年）に仕えた陳寿（ちんじゅ）によりに書かれ、陳寿の死後、中国では正史として重んじられた。

426 年、中国の東晋（317～420 年）末・南朝宋（420～479 年）初の政治家・歴史家・裴松之（はいしょうし）が文帝に命じられて三国時代の歴史書『三国志』の「注」（裴注）を作った。

その内容は、当時の倭国に女王の都する邪馬台国（邪馬壹国）を中心とした国が存在し、また女王に属さない国も存在していたことが記されており、その位置・官名、生活様式や当時の倭人の風習や動植物の様子であり、3 世紀の日本列島を知る史料となっている。

しかし、現代人が認識している日本列島の地理認識とは矛盾があることから、また必ずしも当時の日本列島の状況を正確に伝えているとは限らないことから、邪馬台国の位置に関する論争の原因になっている。

『魏志倭人伝』の採用資料としては次のような説がある。

- ❶ 陳寿の解説、補足
- ❷ 最初の帯方郡使い、梯儻（ていしゅん）の報告に基づくと思われる文
- ❸ 二度目の帯方郡使、張政（ちょうせい）の報告に基づくと思われる文
- ❹ 裴松之（372～451 年）の加えた注記

原編纂者陳寿の記事に、陳寿が採用しなかったものも含め、異同のあるものも追記する方針で付注された。

- ❺ 魏の公文書の写し
- ❻ 魏中央政府の何らかの史料から得た文の要約

2. 年表

西暦	出来事
238 年 6 月	女王・卑弥呼は大夫の難升米（なしめ）と次席使者の都市牛利（つしごり）を帯方郡（たいほうぐん、204 年から 313 年の 109 年間、古代中国によって朝鮮半島の中西部に置かれた植民地である。現在のソウル辺りとされる）に派遣して天子に拝謁することを願い出た。帯方太守の劉夏（りゅうか）は彼らを都に送り、使者は男の生口（奴隸）4 人と女の生口 6 人、それに班布（はんぷ、綿布）2 匹 2 丈を献じた。12 月、皇帝はこれを喜び、女王を「親魏倭王」と為し、金印紫綬を授け、銅鏡 100 枚を含む莫大な下賜品を与え、難升米（なしめ）を率善中郎将（りぜんちゅうろうしょう）と為し、牛利（ごり）を率善校尉（りつぜんこうい）と為した。共に銀印と青綬を与えられた。奴国王が光武帝に使者を送ったり、卑弥呼が魏へ使いを派遣したりしたのは、先進文化の導入という目的以外に、中国皇帝の権威を借りて、国内の対立する勢力に対して自分の立場を有利にするため、もっと言えば、自分が「倭の王」であることを認めさせるためだったとされる。
240 年	帯方太守・弓遵（きゅうじゅん）は建中校尉・梯儁（ていしゅん）らを詔書と印綬を持って倭国に派遣し、倭王の位を仮授して下賜品を与えた。
243 年	女王は再び魏に使者として大夫の伊聲耆（いせいき）、掖邪狗（えきやく）らを送り、奴隸と布を献上。皇帝（斉王）は掖邪狗らを率善中郎将と為した。
245 年	倭の大夫の難升米に黄幢（こうどう、黄色い吹き流しのような軍旗）を授与
247 年	帯方郡の新太守の王頎（おうき）が着任する。女王は載斯烏越（さいしうえつ）を使者として派遣して狗奴国（くなく）との戦いを報告した。太守は塞曹掾史（さいそうえんし）の張政（ちょうせい）らを倭国に派遣したが、この派遣は同年の倭の報告によるものではなく、正始 6 年（245 年）の詔によるもの。
247 年 頃	卑弥呼が死去すると塚がつくられ、100 余人が殉葬された。その後男王を立てるが国中が服さず更に殺し合い 1,000 余人が死んだ。再び卑弥呼の宗女（一族 or 宗派の女性）である 13 歳の壹與（とよ、または台与）を王に立て国は治まった。先に倭国に派遣された張政

	は檄文をもって壹與を諭しており、壹與もまた魏に使者を送っている。
266 年	台与（とよ）は倭の大夫で、率善中郎将（そつぜんちゅうりょうしょう）の掖邪狗等二十人を派遣して、張政等が帰るのを送らせた。そして、壹（中央官庁）に参上し、男女生口三十人を献上し、白珠五千孔、青大句珠二枚、模様の異なる雑錦二十匹を貢いだ。 『晋書』武帝紀と四夷伝では、266 年に倭人が朝貢したことは書かれているが、女王という記述は無いが、台与のこととされる。（張政は卑弥呼の後継者争いに巻き込まれ、20 年以上を邪馬台国で過ごして泰始 2 年（266 年）に帰国したとされる。→倭、邪馬台国を参照。）
280 ～ 297 年 の間	魏志倭人伝は中国の歴史書『三国志』中の『魏書』第 30 卷*烏丸鮮卑東夷伝倭人条の略称。『三国志』は、西晋の陳寿により 3 世紀末（280 年（呉の滅亡）～297 年（陳寿の没年）の間）に書かれ、陳寿の死後、中国では正史として重んじられた。 *烏丸鮮卑東夷伝（うがんせんぴとういでん）；古代中国の東方の烏丸，鮮卑、夫余（ふよ），高句麗，東沃沮（とうよくそ），挹婁（ゆうろう），濊（わい），韓，倭人のことが記されている。
429 年	中国の東晋末・南朝宋初の政治家・歴史家の裴松之（はいしょうし）が、文帝（皇帝）に命じられて三国時代の歴史書『三国志』の「注」（裴注）を作った。

3. 魏志倭人伝の原文と日本語訳

（ウィキペディアと東亜古代史研究所の塚田敬章氏の文献による）

採用資料としては以下が想定される。

①陳寿の解説、補足

②最初の帯方郡使い、梯儁（ていしゅん）の報告に基づくと思われる文

③二度目の帯方郡使、張政（ちょうせい）の報告に基づくと思われる文

④裴松之（372～451 年）の加えた注記

原編纂者陳寿の記事に、陳寿が採用しなかったものも含め、異同のあるものも追記する方針で付注された。

⑤魏の公文書の写し

⑥魏中央政府の何らかの史料から得た文の要約

番号	原文	日本語訳
1	倭人在帶方東南大海之中、依山島爲國邑。舊百餘國、漢時有朝見者。今使譯所通三十國。	倭人は帶方（今の韓国ソウル付近）の東南大海の中に住み、山島に依って国邑（諸侯の封地）をつくる。もとは百余国。漢のときに朝見（参内して天子に拝謁）する者があり、いま使者と通訳を接触させているのは三十国。
2	從郡至倭、循海岸水行、歷韓國、乍南乍東、到其北岸狗邪韓國、七千餘里。	郡（帶方郡）から倭に到達するには、海岸に従って水行し、韓国(馬韓)を経て、あるいは南へ、あるいは東へ進み、その（=倭国の）北岸の狗邪韓国（くやかんこく。伽耶・加羅・金海）に到達する。（帶方郡から隔たること）七千余里。
3	始度一海千餘里、至對馬國、其大官曰卑狗、副曰卑奴母離、所居絶島、方可四百餘里。土地山險、多深林、道路如禽鹿徑。有千餘戸。無良田、食海物自活、乗船南北市糴。	始めて一海を渡ること千余里で、対馬国に着く。その大官を卑狗（ひこ。彦か）と言い、副官を卑奴母離（ひなもり。夷守・火守か）と言う。居るところは絶遠の島で、四方は四百余里ばかりか。土地は山が険しく、深林が多く、道路は鳥や鹿の径（みち）のようだ。千余戸ある。良い田はなく、海産物を食べて自活し、船に乗って南北に行き、米を買うなどする。
4	又南渡一海千餘里、名曰瀚海、至一大國。官亦曰卑狗、副曰卑奴母離。方可三百里。多竹木叢林。有三千許家。差有田地、	また南に一海を渡ること千余里、瀚海（かんかい。大海・対馬海峡）という名である。一大国（一支・壱岐）に着く。官をまた卑狗と言い、副官を卑奴母離と言う。四方は三百里ばかりか。竹林・叢林が多く、三千あまりの家がある。やや田地があり、

	耕田猶不足食、亦南北市糴。	田を耕してもなお食べるには足らず、また南北に行き、米を買うなどする。
5	又渡一海千餘里、至末廬國。有四千餘戸、濱山海居。草木茂盛、行不見前人。好捕魚鰕、水無深淺、皆沈没取之。	また一海をわたること千余里で末廬国（まつろこく。松浦付近）に着く。四千余戸ある。山と海の間の海岸に居住する。草木が盛んに茂り、歩いてゆくと前の人が見えない。好んで魚やアワビを捕え、水は深くても浅くても、皆が潜って取る。
6	東南陸行五百里、到伊都國。官曰爾支、副曰泄謨觚・柄渠觚。有千餘戸。世有王、皆統屬女王國。 郡使往來常所駐。	東南に陸行五百里で、伊都国（いとかく・いつこく。糸島付近）に着く。官を爾支（にき。稲置・県主か）といい、副官を泄謨觚（せもこ。島子・妹子か）・柄渠觚（へくこ。彦子・日杵か）と言う。千余戸ある。世に王がいた、みなは女王国に統属していた。（帯方）郡の使者が往来し、常駐する場所である。
7	東南至奴國百里。官曰兕馬觚、副曰卑奴母離。有二萬餘戸。	東南の奴国（なこく・ぬこく。博多付近）まで百里。官を兕馬觚（しまこ。島子か）と言い、副官を卑奴母離と言う。二万余戸ある。 [〔]
8	東行至不彌國百里。官曰多模、副曰卑奴母離。有千餘家。	東行して不弥国に（ふみこく・ふやこく）まで百里。官を多模（たま。玉・魂・玉造か）と言い、副官を卑奴母離と言う。千余家ある。
9	南至投馬國、水行二十日。官曰彌彌、副曰彌彌那利。可五萬餘戸。	南の投馬国に行くには水行二十日。官を彌彌（みみ。耳・美々か）と言い、副官を彌

		彌那利（みみなり。耳成・耳垂か）と言う。五万余戸ばかりか。
10	南至邪馬壹國、女王之所都、水行十日、陸行一月。官有伊支馬、次曰彌馬升、次曰彌馬獲支、次曰奴佳鞮。可七萬餘戸。	南に進むと邪馬台国（邪馬壹国）に到達する。女王が都とするところで、水行十日・陸行一月。官に伊支馬（いきま）があり、次を弥馬升（みましょう）と言い、次を弥馬獲支（みまかくき）と言い、次を奴佳鞮（なかに）と言う。七万余戸ばかりか。

その他の国々

女王国の以北にある、狗邪韓国、対馬国、一大国、末盧国、伊都国、奴国、不弥国と投馬国、邪馬台国の他に、遠くに在って国名だけしか分からない国として斯馬国、己百支国、伊邪国、都支国、彌奴国、好古都国、不呼国、姐奴国、對蘇国、蘇奴国、呼邑国、華奴蘇奴国、鬼国、爲吾国、鬼奴国、邪馬国、躬臣国、巴利国、支惟国、烏奴国、奴国が記録されている。また、南の狗奴国の男王卑弥弓呼とは不和との記録もある。奴国は2回記されているが同一の国とする説と別の国とする説がある。魏志倭人伝の原文の抜粋と、石原道博編訳の「新訂 魏志倭人伝」を踏まえた日本語訳を収録した。「新訂 魏志倭人伝」には当時の倭国各国の推定位置も記されているが、ここでは大部分を省いた。

番号	原文	日本語訳
11	自女王國以北、其戸數道里可得略載、其餘旁國遠絶、不可得詳。次有斯馬國、次有己百支國、次有伊邪國、次有都支國、次有彌奴國、次有好古都國、次有不呼國、次有姐奴國、次有對蘇國、次有蘇奴國、次有呼邑國、次有華奴蘇奴國、次有鬼國、次有爲吾國、次有鬼奴國、次有邪馬國、次有躬臣	女王国から北は、その戸数や道里はほぼ記載できるが、それ以外の辺傍の国は遠く隔たり、詳しく知ることができない。次に斯馬国があり、次に己百支国があり、次に伊邪国があり、次に都支国があり、次に弥奴国があり、次に好古都国があり、次に不呼国があり、次に姐奴国があり、次に對蘇国が

	國、次有巴利國、次有支惟國、次有烏奴國、次有奴國。此女王境界所盡。	あり、次に蘇奴国があり、次に呼邑国があり、次に華奴蘇奴国があり、次に鬼国があり、次に為吾国があり、次に鬼奴国があり、次に邪馬国があり、次に躬臣国があり、次に巴利国があり、次に支惟国があり、次に烏奴国があり、次に奴国（重出、また口奴国の誤脱か）がある。これが女王国の境界の尽きるところである。
12	其南有狗奴國。男子爲王、其官有狗古智卑狗。不屬女王。	その南に狗奴国があり、男を王とする。その狗古智卑狗（くこちひく。菊池彦か）がある。女王に属さない。

帯方郡から女王国（邪馬台国）までの里数[\[編集\]](#)

13	自郡至女王國、萬二千餘里。	帯方郡から女王国までは一万二千里。
----	---------------	-------------------

倭国の様子[\[編集\]](#) 魏志倭人伝の原文の抜粋と、石原道博編訳の「新訂 魏志倭人伝」を踏まえた日本語訳を収録した。

番号	原文	日本語訳
14	男子無大小、皆黥面文身。	男子は大小の区別なく、みな顔や体に入れ墨をする。
15	自古以來、其使詣中國、皆自稱大夫。	昔からこのかた、その使者が中国に訪問すると、みな自ら大夫（卿の下、士の上の位）と称する。

16	夏后少康之子、封於會稽、斷髮文身、以避蛟龍之害。今倭水人好沈没捕魚蛤、文身亦以厭大魚水禽、後稍以爲飾。	夏后少康（夏の第六代中興の主）の子が、會稽（浙江紹興）に封ぜられ、髪を断ち体に入れ墨をして、蛟竜（みずちとたつ）の害を避ける。いま倭の水人は、好んで潜って魚や蛤を捕らえ、体に入れ墨をして、大魚や水鳥の危害をはらう。後に入れ墨は飾りとなる。
17	諸國文身各異、或左或右、或大或小、尊卑有差。	諸国の入れ墨は各々異なり、あるいは左に、あるいは右に、あるいは大きく、あるいは小さく、身分の上下によって差がある。
18	計其道里、當在會稽東冶之東。	その道里を計ってみると、ちょうど會稽の東冶（福建閩侯）の東にあたる。
19	其風俗不淫。男子皆露紒、以木縣頭。其衣橫幅、但結束相連、略無縫。婦人被髮屈紒、作衣如單被、穿其中央、貫頭衣之。	その風俗は淫らではない。男子は皆鬘を露わにし、木綿（ゆう）の布を頭に掛けている。その衣服は横幅の広い布を結び束ねているだけであり、ほとんど縫いつけていない。婦人は、髪は結髪のたぐいで、衣服は単衣（一重）のように作られ、その中央に孔を明け、頭を突っ込んで着ている。
20	種禾稻・紵麻、蠶桑緝績、出細紵・縑・縣。	稻・いちび・紵麻（からむし）を植えている。桑と蚕を育て、糸を紡いで、織物を作る。

21	其地無牛馬虎豹羊鵲。	その地には、牛・馬・虎・豹・羊・鵲（かささぎ）はいない。
22	兵用矛・楯・木弓。木弓短下長上、竹箭或鐵鏃或骨鏃。所有無與儋耳・朱崖同。	兵器には、矛・盾・木弓を用いる。木弓は下を短く、上を長くし、竹の矢は、あるいは鉄の鏃（やじり）、あるいは骨の鏃である。風俗・習慣・産物等は儋耳（廣東儋県）・朱崖（廣東けい山県）と同じある。
23	倭地温暖、冬夏食生菜、皆徒跣。	倭の地は温暖で、冬も夏も生野菜を食べる。みな、裸足である。
24	有屋室、父母兄弟臥息異處。以朱丹塗其身體、如中國用粉也。食飲用籩豆、手食。	家屋があり、父母兄弟は寝たり休んだりする場所を異にする。朱丹を身体に塗っており、中国で粉を用いるようなものだ。飲食では高坏（たかつき）を用い、手で食べる。
25	其死、有棺無槨、封土作冢。始死停喪十餘日。當時不食肉、喪主哭泣、他人就歌舞飲酒。已葬、舉家詣水中澡浴、以如練沐。	人が死ぬと、棺はあるが槨（そとばこ）は無く、土で封じて塚をつくる。死してから十日余りもがり（喪）し、その期間は肉を食べず、喪主は泣き叫び、他の人々は歌舞・飲酒する。埋葬が終わると、一家をあげて水中に入り、体を清める。これは練沐のようである。
26	其行來渡海詣中國、恒使一人、不梳頭、不去蟣蝨、衣服垢汚、不食肉、不近婦人、如喪人。名之爲持衰。若行者吉善、共顧其	倭の者が中國に詣でるのに海を渡る時は、いつも一人の男子に、頭を櫛けずらず、虱が湧いても取らず、衣服は垢で汚れ、肉は食べず、婦人

	生口財物。若有疾病、遭暴害、便欲殺之、謂其持衰不謹。	を近づけず、喪人のようにさせる。これを持衰（じさい）と名付ける。もし行く者が吉善であれば、生口や財物を与えるが、もし病気になり、災難にあえば、これを殺そうとする。その持衰が不謹慎だったからというのである。
27	出真珠・青玉。其山有丹、其木有栴・杼・櫟樟・栲・櫪・投櫃・烏號・楓香、其竹篠・簞・桃支。有薑・橘・椒・蘘荷、不知以爲滋味。有獼猴・黑雉。	真珠や青玉が産出される。山には丹（あかつち）がある。木には栴（だん。クス）、杼（ちよ。トチ）、櫟樟（よししょう。クスノキ）・栲（ぼう。ボケ）・櫪（れき、クヌギ）・投櫃（とうきょう、カシ）・烏號（うごう、ヤマグワ）・楓香（ふうこう、オカツラ）がある。竹には篠（じょう）・簞（かん、ヤタケ）・桃支（とうし、カヅラダケ）がある。薑（きょう、ショウガ）・橘（きつ、タチバナ）・椒（しょう、サンショウ）・蘘荷（じょうか、ミョウガ）があるが、それで味の良い滋養になるものをつくることを知らない。猿、黒雉がいる。
28	其俗舉事行來、有所云爲、輒灼骨而卜、以占吉凶。先告所卜、其辭如令龜法、視火坼占兆。	その習俗は、事業を始めるときや、往来などのときは、骨を灼いてトし、吉凶を占い、まずトするところを告げる。その辞は令龜の法のように、焼けて出来る裂け目を見て、兆（しるし）を占う。

29	其會同坐起、父子男女無別。人性嗜酒。（魏略曰 其俗不知正歲四節 但計春耕秋收 為年紀）見大人所敬、但搏手以當跪拜。其人壽考、或百年、或八十九十年。	その会同・起坐には、父子男女の別は無い。人は酒好きである。大人の敬するところを見ると、ただ手を打って、跪拝（膝まづき拝する）の代わりにする。人は長生きで、あるいは百歳、あるいは八十、九十歳。
30	其俗、國大人皆四五婦、下戸或二三婦。婦人不淫、不妒忌。不盜竊、少諍訟。其犯法、輕者沒其妻子、重者滅其門戶及宗族。尊卑各有差序、足相臣服。	風習では、国の身分の高い者はみな四、五人の妻を持ち、身分の低い者もあるいは二、三人の妻を持つ。婦人は淫せず、やきもちを焼かず、盗みかすめず、訴え事は少ない。その法を犯すと、軽い者はその妻子を没収し、重い者は一家及び宗族を滅ぼす。身分の上下によって、各々差別・順序があり、互いに臣服するに足りる。
31	收租賦、有邸閣。	租賦（ねんぐ）を収める邸閣が有った。
32	國國有市、交易有無使大倭監之。自女王國以北、特置一大率、檢察諸國、諸國畏憚之。常治伊都國、於國中有如刺史。	国々に市があり、貿易を行い、大倭（倭人中の大人）にこれを監督させていた。女王国より北には、特に一大率（いちだいそつ。王の士卒・中軍）を置き、諸国を檢察させ、諸国はこれを恐れ憚っていた。常に伊都国で治めていた。国中（中国）の

		刺史（しし、州の下郡県を監察する）のようなものである。
33	王遣使詣京都、帶方郡、諸韓國。及郡使倭國、皆臨津搜露、傳送文書、賜遺之物詣女王、不得差錯。	王は使いを遣わして京都（魏都洛陽）・帶方郡・諸韓国に行くとき、また郡が倭国に使いするときには、みな津に臨んで搜露（そうろ、探し表す）し、文書・賜遺の物を伝送して女王に届け、差錯（入り乱れ、交わる）することは出来ない。
34	下戸與大人相逢道路、逡巡入草。傳辭說事 或蹲或跪 兩手據地 爲之恭敬 對應聲曰噫 比如然諾	下戸が大人と道路で互いに逢うと、ためらって草に入り、辞を伝え、事を説く場合には、あるいはうずくまり、あるいは跪いて、両手は地につけ、恭敬の態度を示す。対応の声を噫（あい）と言い、それは、承知の意味である。
35	其國本亦以男子爲王、住七八十年、倭國亂、相攻伐歷年、乃共立一女子爲王、名曰卑彌呼。事鬼道、能惑衆、年已長大、無夫壻、有男弟佐治國。自爲王以來、少有見者、以婢千人自侍、唯有男子一人、給飲食、傳辭出入。居處宮室、樓觀、城柵嚴設、常有人持兵守衛。	その国は、もとは男子を以て王となし、留まること七、八十年。倭国が乱れ、互いに攻伐すること歴年、そこで共に一女子を立てて王とした。卑弥呼という名である。鬼道につかえ、よく衆を惑わせる。年は既に長大だが、夫は無く、男弟がおり、補佐して国を治めている。王となつてから、朝見する者は少なく、下女千人を自ら侍らせる。ただ男子一人がいて、飲食を給し、辞を伝え、居所に出入する。宮室・樓觀・城柵をおごそかに設け、いつも人がおり、兵器を持って守衛する。

36	女王國東渡海千餘里、復有國、皆倭種。又有侏儒國在其南、人長三四尺、去女王四千餘里、又有裸國、黒齒國、復在其東南、船行一年可至。	女王国の東、海を渡ること千余里、復、国があり、みな倭種である、又、侏儒（こびと）国が、その南にある、人のたけ三、四尺、女王を去ること四千余里、又、裸国・黒齒国がある、復その東南にある、船で一年がかりで着くことができる。
37	参問倭地、絶在海中洲島之上、或絶或連、周旋可五千餘里。	倭の地についての問いて集めるに、海中洲島の上に遠く離れて存在し、あるいは絶え、あるいは連なり、一周は五千余里ばかりか。

魏志倭人伝の原文の抜粋と、石原道博編訳の「新訂 魏志倭人伝」を踏まえた日本語訳を収録した。

番号	原文	日本語訳
38	景初二年六月 倭女王遣大夫難升米等詣郡 求詣天子朝獻 太守劉夏遣吏將送詣京都	景初二年（西暦二百三十八年）六月、倭の女王が大夫難升米等を遣わし、（帯方）郡に詣り、天子に詣り朝献するよう求めた。太守（郡の長官）劉夏は役人を遣わし、京都まで送らせた。
39	制詔 親魏倭王卑弥呼 帶方太守劉夏遣使 送汝大夫難升米 次使都市牛利 奉汝所獻 男生口四人 女生口六人 班布二匹二丈以到 汝所在踰遠 乃遣使貢獻是汝之忠孝 我甚哀汝 今以汝為親魏倭王 假金印紫綬 装封付帶方太守假綬 汝其綬撫	その年の十二月、詔書で、倭の女王に報じていうには、 制詔、親魏倭王卑弥呼。帯方太守、劉夏が使者を派遣し、汝の大夫、難升米と次使、都市牛利、汝の献上した男の生口四人、女の生口六人、班布二匹二丈をささげて到着した。汝

	種人 勉為孝順 汝來使難升米牛利 涉遠道路勤勞 今以難升米為率善中郎將 牛利為率善校尉 假銀印青綬 引見勞賜遣還 今以絳地交龍錦五匹絳地縹栗罽十張倩絳五匹紺青五匹 答汝所獻貢直 又特賜汝紺地句文錦三匹 細班華罽五張 白絹五匹 金八兩 五尺刀二口 銅鏡百枚 真珠鉛丹各五十斤 皆裝封付難升米牛利 還到錄受 悉可以示汝国中人使知国家哀汝 故鄭重賜汝好物也	の住んでいる所は遠いという表現を超えている。すなわち使者を派遣し、貢ぎ献じるのは汝の忠孝のあらわれである。私は汝をはなはだいとおしく思う。今、汝を以て親魏倭王と為し、金印紫綬を与え、装い、封をして帯方太守に付託することで仮に授けておく。汝は部族の者を安んじ落ち着かせることで、(私に) 孝順を為すよう勤めなさい。」
40	正始元年 太守弓遵遣建中校尉梯儁等 奉詔書印綬詣倭國 拜假倭王 并齎詔賜金帛 錦 罽 刀 鏡 采物 倭王因使上表答謝詔恩	正始元年（西暦二四十年）、太守弓遵は、建中校尉の梯儁らを遣わし、詔書・印綬を奉じて倭国に行き、倭王に拝仮して詔をもたらし、金帛・錦・罽・刀・鏡・采物を賜った。倭王は、使いに因って上表文を奉り、詔恩（天子からの恩典）を答謝した。
41	其四年 倭王復遣使大夫伊聲耆掖邪狗等八人 上獻生口 倭錦 絳青縑 縣衣 帛布 丹木拊 短弓矢 掖邪狗等壹拜率善中郎將印綬	その四年、倭王はまた使者の大夫伊聲耆・掖邪狗ら八人を遣わし、生口・倭錦・絳青縑・綿衣・帛布・丹木拊（搏拊）・短弓矢を献上した。掖邪狗らは率善中郎將の印綬を拝受した。
42	其六年 詔賜倭難升米黃幢 付郡假授	その六年、詔して、倭の難升米に黄幢を賜い、郡に付して仮に授けた。
43	其八年 太守王頎到官 倭女王卑彌呼與狗奴國男王卑彌弓呼素不和 遣倭載斯 烏越等詣郡 說相攻撃狀 遣塞曹掾史張政等 因齎詔書 黃幢 拜假難升米 爲	その八年、太守王頎が官にやってきた。倭の女王卑弥呼は、狗奴国の男王卑弥弓呼（彦尊か）と旧より不和である。倭の載斯烏越らを遣わして郡に行き、互いに攻撃する状態を説

檄告諭之 卑彌呼以死 大作冢 徑百餘歩 狗葬者奴碑百餘人 更立男王 國中不服 更相誅殺 當時殺千餘人 復立卑彌呼宗女 壹與年十三爲王 國中遂定 政 等以檄告諭壹與 壹與遣倭大夫 率善中郎將掖邪狗等二十人 送 政等還 因詣臺 獻上男女生口 三十人 貢白珠五千孔 青大勾 珠二枚 異文雜錦二十四	明した。塞曹掾史張政らを遣わし て、詔書・黃幢を齎し、難升米に仮 に授けて、檄（ふれぶみ）を作り、 これを告諭（告げ諭す）した。 卑彌呼が死んだので大いに塚をつく った。径は百余歩、殉死した奴婢は 百余人。さらに男王を立てたが、国 中が服さない。互いに誅殺し合い、 当時千余人を殺した。また卑彌呼の 宗女の壹与という歳十三の者を立て て王とすると、国中がついに平定し た。政（張政）らは檄を以て壹与を 告諭した。壹与は倭の大夫の善中郎 將掖邪狗ら二十人を遣わし、政（張 政）らが還るのを送らせた。よって 台（魏都洛陽の中央官庁）に行き、 男女生口三十人を献上し、白珠五千 孔、青大勾珠二枚、異文雜錦二十四 を貢ぎした。
--	---

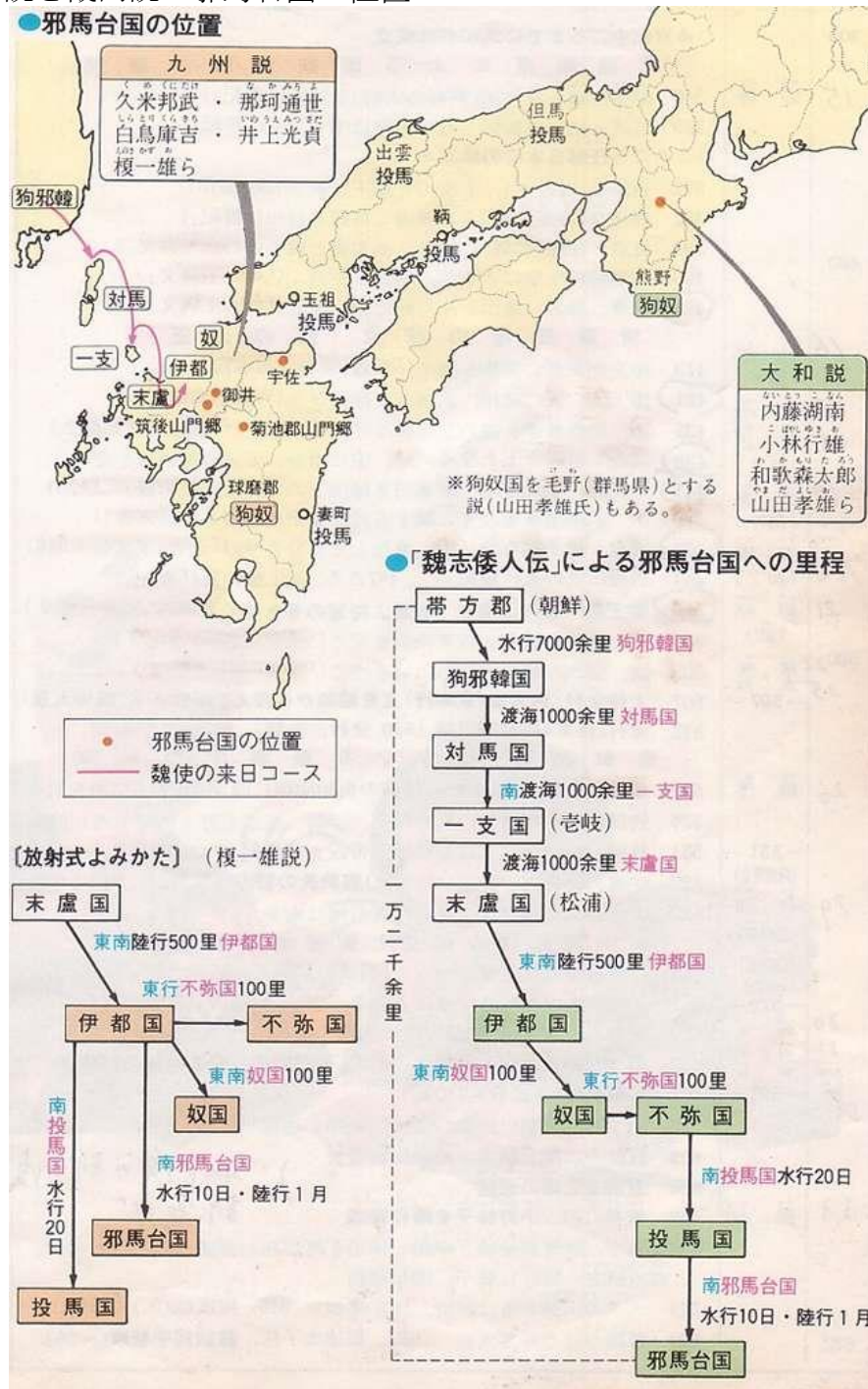
○「連続説」と「放射式よみかた説」

「魏志倭人伝」に書かれた里数や日数をそのままあてはめると日本列島を飛び越えて太平洋海海上になってしまうため、邪馬台国の位置や道程の比定は決定的な説が見いだされていない。位置の比定について有力なものに「畿内説」と「九州説」がある。

道程の比定について有力なものに「連続説」と「放射式よみかた説」があるとされるが、これは日本人の説である。

魏志倭人伝は中国の歴史家・陳寿が中国の人のために書いているし、陳寿は文筆家である。果たしては読者がいろいろな解釈をしてしまうような表現をしているのだろうか。「放射式よみかた説」のような解釈には疑問があり、中国の専門家の意見に従うべきである。普通に読めば、「連続説」となる。

○九州説と畿内説の邪馬台国の位置



畿内説の場合、邪馬台国へのルートは日本海沿岸ルートだろう。

瀬戸内海ルートを魏に教えてしまうことは危険であり、戦略上明かさなかったであろうし、日本海沿岸は大陸の人々も交易で馴染んでいたと思われる。

○「魏志倭人伝」と『後漢書』倭伝との関係[編集]

范曄の『後漢書』「東夷伝」に、倭についての記述がある。その内容は「魏志倭人伝」と共通点があるが、『後漢書』倭伝の「魏志倭人伝」には年代が特定されていない「桓靈間倭國大亂」等の記事もある。

「魏志倭人伝」と『隋書』倭国伝との関係[編集]

『隋書倭国伝』では、『倭國（隋書は倭を“倭”につくる。倭国に訂正）』について、『倭国は百済・新羅の東南にあり。水陸x三千里、大海の中において山島に依って居る。』・『その国境は東西五月行、南北三月にして、各々海に至る。』・『邪摩堆（倭国の都のこと）（北史には邪摩堆とある。摩は摩の誤りであろう）に都す、則ち「魏志」のいわゆる邪馬台なる者なり。古より（北史では“又”）いう、「樂浪郡境および帶方郡を去ること並びに一万に千里にして、会稽の東にあり、儋耳（かつての都、海南省）と相近し」と。』とあり、倭国（邪馬台国と大和朝廷）の連続性を認めている。『隋書』は『魏略』『魏志』『後漢書』と『宋書』『梁書』とを参考にしながら、総合的に記述されているとのことである。

4. 邪馬台国の位置特定に関する魏志倭人伝の読み方

①番号 1.

「倭国が帶方（今のソウル）の東南の大海に住み」とあり、方角は現在の地図とほぼ合致している。

②番号 2. &13.

（帶方郡から隔たること）七千余里。

水行の距離の測定方法がなかった時代であり、およその目安と解釈すべきであり、その距離を換算して邪馬台国の位置を特定することは出来ない。

帶方郡から女王国（ここでは邪馬台国）までは一万二千里も同様である。それゆえ一万二千里から七千里を引き算して何らかの結論を導き出すのは無意味であろう。

③番号 5.

「また一海をわたること千余里で末廬国（まつろこく、松浦付近）に着く。四千余戸ある。山と海の間の海岸に居住する。草木が盛んに茂り、歩いてゆくと前の人が見えない。」とある。

魏使が訪れた時期は夏季であり、道路は整備されてなく、歩行が困難だったと分かる。必然的に移動は陸行ではなく水行を優先せざるを得なかった。

④番号 6. &7.

末廬国→伊都国および伊都国→奴国の方角が東南となっているが、実際は東北東であり、倭国に入ってから、おおよそ 70 度誤認している。その理由は明らかではないが、日本列島の地理認識そのものを誤認していることに起因すると想定される。倭国の中では末廬国辺りが朝鮮半島に最も近く、北九州や西日本の国々はそれより遠くなるので、南の方角に位置するとの認識があり、倭国に上陸後の方角を誤認したのであろう。天動説ではないが、当時の人が固く信じ込んだとしても不思議ではない。

羅針盤の出現以前であり、日本列島内では太陽の軌道で方角を確認しているはずなので、どの位置でも相対的な方角は辻褄が合わなければならない。我々の知る地理で読み解くには、全ての方角も同じように 70 度（おおよそ 90 度）修正しなければならない。

⑤番号 8.

奴国→不弥国の方角の東行→北北東行と読み替える。

⑥番号 9.

不弥国→投馬国の方角の南は東と読み替える。

そのまま南なら、太平洋の大海の中となる。

水行 20 日は実際の日数であり、『里』に換算する手段は持っていなかった。

丸木船程度の船で、照明も無いので、夜間の移動は出来なかったし、潮の流れ、風雨を避けての移動だった。それらを含めての実日数であろう。

⑦番号 10.

投馬国→邪馬台国の方角の南は東と読み替える。

水行 10 日、陸行一月とあるのは上陸地までが水行 10 日である。陸行一月は整備されていない道を困難を極めて進んだ様子がかがえる。

⑧番号 12.

狗奴国の方角が邪馬台国の南→東と読み替える。狗奴国の候補地は近畿地方や尾張・伊勢地方となる。

⑨番号 18.

帯方郡から倭国までの道里の精度に疑問があるが、倭国が会稽東治（上海辺り）の東側に位置するという認識だったことは間違いがない。実際の地理とは異なるが、日本列島の位置関係はこれを前提にして倭人伝を読み解くべきである。

⑩番号 21.

「牛や馬がない」とある。少なくとも移動に活用できる牛馬がいなかったということであろう。従い陸行は歩行しかなく、荷物は人が背負うか荷車で運ぶしかなかった。

⑪番号 22.

「矢は鉄の鏃、あるいは骨の鏃」とあるが、その比率は書かれていない。鉄は朝鮮半島南部より北九州に伝来し、徐々に倭国内に鉄が普及していったが、3世紀中頃はその移行中だった可能性もあり、見聞した場所により、異なったかもしれない。やがて考古学的に検討されることだろう。

⑫番号 25.

「人が死ぬと、棺はあるが、槨（そとばこ）は無く、土で封じて塚をつくる。」とあるのは張政が20年ほどに滞在して見聞したことなので、卑弥呼の墓の一つの決め手にはなるが、発掘後に分かる事である。

⑬番号 32.

「女王国より北には一大率を置き」の方角は西方向と読み替えるべきである。ここでは連合国ではなく、都・邪馬台国の西側であろう。女王国は連合国と都・邪馬台国の両方に使っているようだ。）

⑭番号 36.

「女王国の東、海を渡ること千余里、復、国があり、みな倭種である、又、侏儒（こびと）国が、その南にある、人のたけ三、四尺、女王を去ること四千余里、又、裸国・黒齒国がある、復その東南にある、船で一年がかりで着くことができる。」との項目。

魏志倭人伝の前半で倭国の位置・官名を記述し、その後、生活様式や当時の風習や動植物の様子を記述し、この項目で、突然のごとく、倭国の説明を追記している。魏使の報告とは思われないし、流れ的には別の資料か風聞を記述したものだろう。

侏儒国、裸国・黒齒国が架空の国というのは定説だが、倭種の国の記述は正確だとする説があるが、この項目すべてが架空であると解釈すべきであろう。

侏儒国、裸国・黒齒国は遥か遠方にありながら、国名を明記している。しかしながら僅千余里の倭種の国としながら国名が記述されていない。それに魏志倭人伝の前半では国名を明記していて、この項目でも「倭種の国」の国名だけが書かれていないのは辻褄が合わない。不自然である。

遠方の侏儒国、裸国や黒齒国の間に倭種の国が全く無いのは説得力に乏しいので、間に倭種の国を創作したと解釈するのが妥当のようだ。

この「倭種の国」が四国だとし、それを根拠に九州説を唱える専門家が多いようだが、国の名前がついていないということをどのように説明するのだろうか？ 方角以前の問題である。

⑮番号 39.

『親魏倭王』の金印は有力な手掛かりだが、見つかっていない。

⑯番号 40.

銅鏡 100 枚は墓を特定するのに有力な手掛かりだが、候補の墓を発掘するのが先決だろう。

⑰番号 43.

径百余歩（一步（六尺）1.447mなので径 150mほどになる）の墓、殉死した奴婢百余人は有力な手掛かりで、相当する人骨が発掘されれば卑弥呼の墓の決めてとなろう。

魏使・張政は 20 年以上、倭国に滞在して、いろいろと見聞し、墓の大きさを歩測することもできたので、報告はほぼ正確だろうし、誇張する理由も見当たらない。

5. 最後に

魏使は魏が倭国を味方に引き入れる価値があるか、またもしの場合に侵略するために、倭国の実力や侵攻ルートを探るのが目的であったのだろうから、出来るだけ正確に報告をしたはずである。後に陳寿が『魏志倭人伝』を書いた時点でも誇張する必要性はなさそうである。従い、方角の誤認以外は信頼できる記述であろう。（番号 36. の項目はフィクションだろうし、論外である。）

卑弥呼の墓の有力な候補である箸墓古墳の発掘を結果如何に関わらず待たなければ結論には至らないだろうが、発掘の可能性はなさそうである。

箸墓古墳は江戸時代に第 7 代孝霊天皇の皇女・倭迹迹日百襲姫命（(やまとととひももそひめのみこと) の陵墓とされた。明治以降、宮内庁により箸墓古墳は倭迹迹日百襲姫命の陵墓に治定され、管理されているので発掘することはできない。

なお、孝霊天皇、倭迹迹日百襲姫命ともに実在性については諸説ある。

参考文献

- ・ ウィキペディア
- ・ 東亜古代史研究所の塚田啓章氏の資料
- ・ 石原道博編訳；「新訂 魏志倭人伝」
- ・ 我部山民樹資料；「邪馬台国論争における日本列島の認識問題」
- ・ 我部山民樹資料；「大陸から見た 3 世紀の日本列島」
- ・ 我部山民樹資料；「魏志倭人伝・魏使の行程」

以上